



2026年6月30日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ジ ー ニ ー  
代 表 者 名 代表取締役社長 工藤 智昭  
(コード番号：6562 東証グロース)  
問 合 せ 先 管理部 部長 佐藤 直樹  
(TEL. 03-5909-8177)

## 「内部統制システム整備の基本方針」一部改定に関するお知らせ

当社は、2026年6月30日開催の取締役会において、「内部統制システム整備の基本方針」を下記のとおり改定することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### <主な改定内容>

1. 当社が監査役会設置会社に移行することに伴う変更
2. その他表記の一部変更

なお、変更箇所は下線で示しております。

#### <改定後の内部統制システム整備の基本方針>

##### i) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社では、役職員が、コンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行うこととしております。
- (2) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応することとしております。
- (3) 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の執行の監督を行うこととしております。
- (4) 監査役は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査することとしております。
- (5) 社内外の通報窓口（常勤監査役及び社外弁護士）につながるホットラインを備え、相談や通報の仕組み（内部通報制度）を構築することとしております。
- (6) 役職員の法令違反については、就業規則等に基づき、処罰の対象とすることとしております。

##### ii) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程及び機密文書管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理することとしております。

##### iii) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役は、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を

認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努めることとしております。

- (2) リスク管理規程を定め、当社の経営理念、経営方針を侵害する様々な事象に対して、組織的に対応することとしております。
- (3) 災害、事故、システム障害等の不測の事態に備え、事業継続計画を策定することとしております。

iv) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、定款及び取締役会規程に基づき運営し、月次で定時開催し、又は必要に応じて随時開催することとしております。
- (2) 取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に職務を執行することとしております。
- (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、業務分掌規程及び稟議規程を制定することとしております。
- (4) 迅速な意思決定を図るため、執行役員規程に従って執行役員制度を導入し、一定分野の業務を執行する権限と責任を執行役員へ委譲することとしております。

v) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 職務権限規程を定め、各職位の責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立することとしております。
- (2) 必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営することとしております。

vi) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- (1) 監査役は、監査を補助する使用人（以下、「監査役の補助者」という。）を置くことを取締役会に対して求めることができることとしております。
- (2) 監査役の補助者の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査役会の事前の同意を必要とすることとしております。

vii) 役職員が監査役に報告するための体制及び報告をした者が不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 役職員は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、内部通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査役に報告することとしております。
- (2) 役職員は、監査役の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告することとしております。
- (3) 当社は、監査役に対して報告を行った役職員に対し、当該報告をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いも行わないこととしております。

viii) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役及び監査役会は、定期的に代表取締役社長と意見交換を行うこととしております。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行うこととしております。
- (2) 監査役及び監査役会は、定期的に会計監査人と意見交換を行うこととしております。
- (3) 監査役は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができることとしております。

- (4) 監査役及び監査役会は、定期的に内部監査責任者と意見交換を行い、連携の強化を図ることとしております。
- (5) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等を請求したときは、当該費用または債務が監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

以上